議案第20号

大網白里市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を 定める条例の一部を改正する条例

大網白里市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(平成27年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「員数」の次に「(大網白里市介護保険運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号及び第2号中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項第3号中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」に改め、同項第3号中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、大網白里市介護保険運営協議会が地域包括支援 センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援セン ターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数に ついて、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げ る常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することによ り、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たす ものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに 置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人と する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。